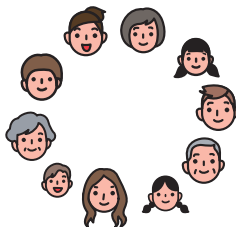


美しいまちにしよう

Check & Action! まちのルールを確認・実践しましょう!

- まちをきれいにする活動に、積極的に参加します。
- 勤めている店舗や家の前は日頃から清掃します。

清掃活動は技術を必要としない、誰にでもできる活動です。皆さんの一人ひとりの力を合わせ、六本木をきれいなまちにしましょう!



地域清掃活動

「六本木のまちをきれいにしよう」と地域住民や事業者が集まり、地域清掃活動が定期的に行われています。

港区麻布地区総合支所では、同様の活動を実施している団体等に対して清掃道具の貸出等の支援を行っています。



六本木をきれいにする会の活動の様子

- 落書きをしない、させないまちにします。

落書きはまちのイメージダウンに繋がるだけでなく、地域の監視の目が行き届かない無関心な場所であることを示すこととなり、犯罪を誘発する危険性があります。落書きをさせないため、住民、事業者や行政機関等と協力し、地域の防犯力を高めましょう!



「地域の目」で落書きをさせないまちに!

<落書き防止対策例>

- ・防犯パトロールの実施
- ・防犯カメラ、看板等の設置
- ・落書きの迅速な消去 など



港区の落書き消去活動の支援内容についてはこちら

港区麻布地区総合支所では、地域コミュニティに対し、落書き消去物品の提供等の支援を行っています。

- ごみはまちの迷惑にならないよう、正しい処理をします。

「ま、いいか。」とルールを守らないと、ご近所トラブルの原因になることも。各自がルールを守り、ごみは適切に処理しましょう!

●家庭から出るごみ・資源

港区で配布している、ごみ分別ガイドブック、チラシ等を参考の上、指定曜日・場所・時間帯に出しましょう!



港区の分別ガイドブック等はこちら

資源・ごみの分別・出し方で迷ったら港区の「みなとコール」へ
TEL: 03-5472-3710
(年中無休 7:00~23:00)

●事業者から出るごみ・資源

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で事業者の「自己処理責任」が義務付けられています。

原則港区では収集していないため、許可を受けた廃棄物収集運搬業者に収集・処理を依頼する必要があります。

右のQRコードを参考に手続きをしましょう!



事業者の処理方法等の詳細はこちら



港区内の許可廃棄物収集運搬業者はこちら

「不法投棄」は犯罪です。



不法投棄は犯罪であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、**5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金もしくは両方が科せられます。**また、「ごみ集積所以外にごみを捨てる」という行為のほかにも、「**事業活動から生じる廃棄物を集積所に出す**」という行為も不法投棄にあたるため、注意しましょう。

なお、不法投棄を放置しておく、さらなる不法投棄を誘発する恐れがあります。土地の所有者や管理者の方は日頃から不法投棄への防止対策を講じておきましょう。